

## 都道府県 J-VER プログラム認証基準（案）

オフセット・クレジット（J-VER）制度（以下、「J-VER 制度」という。）の普及を図るため、都道府県が J-VER プログラム認証（以下「プログラム認証」という。）を受ける際の条件等を以下に規定する。

プログラム認証とは、温室効果ガスの削減・吸収量をクレジットとして認証・発行する都道府県の制度（以下「都道府県プログラム」という。）について、J-VER 制度に整合していると認められるものをオフセット・クレジット（J-VER）認証運営委員会（以下、「認証運営委員会」という。）が認証し、プログラム認証リストに掲載することをいう。

認証された都道府県プログラムにより発行されるクレジット（以下、「都道府県 J-VER」という。）は、認証運営委員会により認証・発行される J-VER と同列に J-VER 登録簿に発行されるものとする。

プログラム認証を受ける主体が認証申請時点において満たすべき要件は、以下のとおりとする。

#### （1）プログラム運営主体及び体制

- ① 本認証基準は、都道府県が運営する制度プログラムを対象とする。
- ② 都道府県プログラムを運営する主体は、個別プロジェクトの審査・認証に足る専門性を有する第三者有識者から構成される審査委員会もしくはこれと同等の機能を有する機関を設置しており、当該審査委員会もしくは機関における審査結果については機密情報を除き公表すること。

#### （2）J-VER 制度との整合性

都道府県プログラムにおけるプロジェクトにかかる申請・登録・検証・認証・発行の手続き及び基本文書が、J-VER 制度に整合していること。なお、個々の手続きについて確保すべき整合性について以下に示す。

##### ① 対象プロジェクト種類

都道府県プログラムにおける審査・認証の対象とするプロジェクト種類については、J-VER 制度におけるポジティブリスト・方法論・モニタリング方法ガイドラインを適用すること。ただし、J-VER 制度における適格性基準に加えて追加的要件を定めても差し支えない。また、J-VER 制度におけるポジティブリスト及び J-VER 制度における方法論の番号を利用することによりプロジェクト種類等を参照・明確化すること。

## ② プロジェクトの申請・審査・登録

- ア) プロジェクトの申請書の様式には、J-VER 制度の申請書において要求されている情報を含むこと。
- イ) 都道府県プログラムの運営主体又は当該主体が指定する機関において、プロジェクトの審査を行い、審査報告書を(1)に定める審査委員会もしくは機関において審議し、登録の可否を決定すること。当該審査にあたっては、J-VER 制度の各種規定及び IS014064-3 における要求事項に則り、審査すること。

## ③ プロジェクトのモニタリング・検証・認証

- ア) プロジェクト事業者が温室効果ガスの排出削減・吸収量の算定を行うにあたっては、J-VER 制度上の対象プロジェクト種類に関する方法論・モニタリング方法ガイドラインを適用すること。
- イ) プロジェクト事業者が作成するモニタリング報告書については、IS014065 の認定を受けた検証機関又は認定申請を行っている検証機関が、J-VER 制度のモニタリング報告書の検証のためのガイドラインに則して検証を行うこと。ただし、当該検証機関が満たすべき要件について認証運営委員会が例外的措置を規定する場合には、当該措置を適用すること。
- ウ) モニタリング報告書及び検証報告書を(1)に定める審査委員会もしくは機関において審議し、認証する排出削減・吸収量を決定すること。

## ④ クレジットの発行・管理

- ア) 都道府県のプログラムの運営主体がエネルギー削減量や再生可能エネルギー量、森林等の二酸化炭素吸収量を証明する証書等を発行する場合には、都道府県 J-VER 発行とのダブルカウントを防止するための措置として、証書等の申請時もしくは発行時に当該証書発行もしくは都道府県 J-VER の発行を選択可能とするための措置を講じること。
- イ) 都道府県のプログラムの運営主体がは、が森林管理プロジェクト由来の都道府県 J-VER を J-VER 登録簿に発行する場合には、当該都道府県プログラムの運営主体が J-VER 登録簿上に開設する「都道府県 J-VER バッファーマネジメント口座」気候変動対策認証センター（以下、「認証センター」という。）が管理する「バッファーマネジメント口座」に確保すべき量として当該都道府県プログラムの運営主体認証運営委員会が定めたる一定量の都道府県 J-VER を、当該都道府県 J-VER バッファーマネジメント口座に確保するための措置を、都道府県プログラムの運営主体が講じること。

## (3) 基本文書の制定・変更への対応

J-VER 制度の実施規則等の基本文書が制定・変更された場合、都道府県のプログラム

資料 3-2

運営主体は、当該制定・変更に対応した措置を講じる体制を構築し、認証センターに報告すること。

(別紙)

プログラム認証された都道府県が行う事業から生じる都道府県 J-VER 発行スキーム図 (例)

